

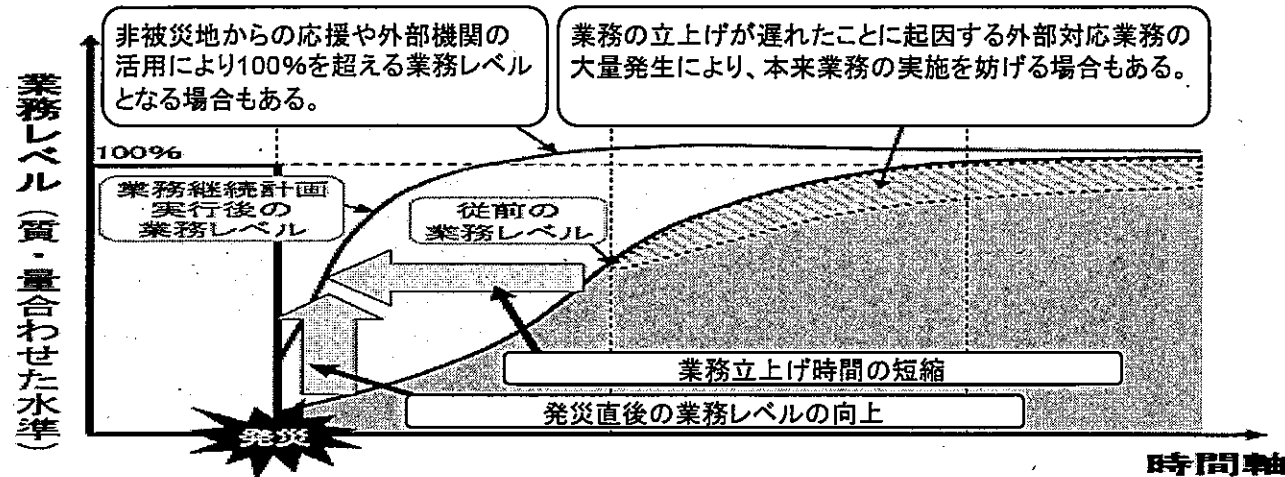
第1章 滋賀県業務継続計画(震災編)の基本的な考え方

県では、「滋賀県地域防災計画」等により、地震発生時の対応(応急対策業務)を定めているが、県庁舎の被災やライフラインの途絶等により、人的・物的資源が制約され、県庁の機能が制限されることについて想定されていない。また、地域防災計画には、地震発生時においても休止することのできない通常業務(「優先通常業務」という。)については記載されていない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、自治体の庁舎が被災し行政機能を喪失した事例も見られたところである。

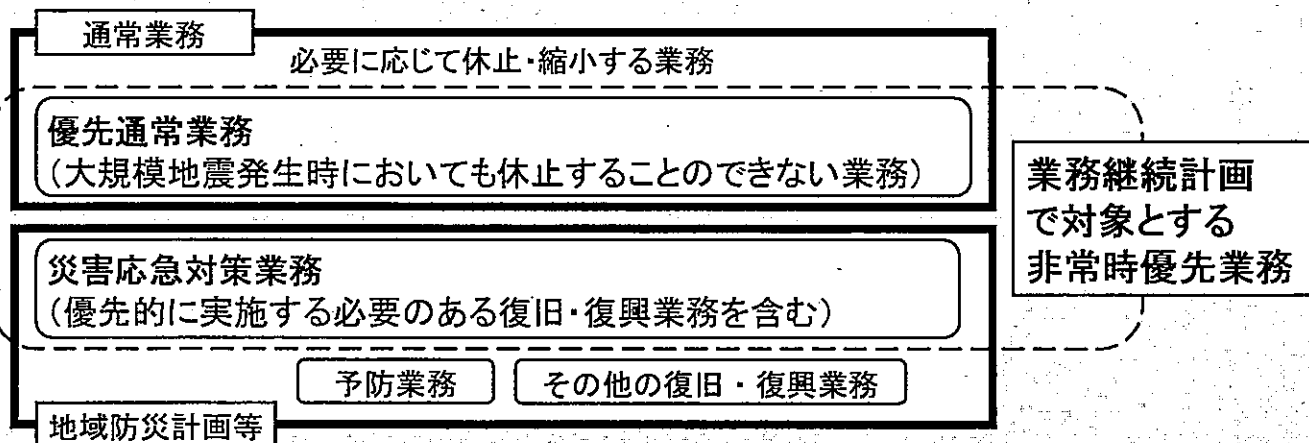
今回策定する業務継続計画では、大規模地震の発生により本庁舎が被災することを前提に、制約された環境の中でどのような業務(応急対策業務と優先通常業務を合わせて「非常時優先業務」とする。)をいつまでに実施する必要があるのか、その実現のためにはどのような資源が必要なのか等を整理するものであり、この業務継続計画に基づく業務継続体制を整備することにより、実施すべき業務の実効性を確保することを目的とする。

策定効果



- ・災害時における 非常時優先業務の特定
 - ・共通資源の準備・対応方針
- ⇒
- ① 発災直後の業務レベル向上
 - ② 業務の早期立上げの実現
 - ③ 応援や外部機関等を活用 (100%を超える業務レベルとなる場合もある。)

非常時優先業務のイメージ図



第2章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

- 全業務について、業務を実施できない時間が経過することによる影響度の観点から「業務影響度分析」を実施する。
 - ・影響度大: 相当の社会的影響が発生し、過半数以上の人は許容可能な範囲外と考える。
 - ・影響度中: 社会的影響が発生するが、過半数の人は許容可能な範囲と考える。
 - ・影響度小: 若干の社会的影響が発生するが、大部分の人は許容可能な範囲と考える。
- 「業務影響度分析」を踏まえて「非常時優先業務」を選定する。
- 「非常時優先業務」について「業務開始(再開)目標時間」を設定する。

第3章 業務執行体制の確保

- 非常時優先業務の継続に必要な業務執行体制を確保する。
 - ・職員の参集体制
 - ・指揮命令系統
 - ・安否確認
 - ・人員計画
 - ・業務引継
 - ・庁内の応援体制
 - ・受託業者の業務継続体制の確保
 - ・その他

第4章 執務環境の確保

- 非常時優先業務の継続に必要な執務環境を確保する。
 - ・執務スペース(本庁舎)
 - ・通信手段
 - ・情報システム
 - ・電源
 - ・トイレ
 - ・職員の食料等
 - ・その他

第5章 今後の取組

- 業務継続力の向上
 - ・業務継続体制は、検討結果を踏まえても最初から完全な体制が構築できるとは限らないため、継続的な改善が必要不可欠である。
- 教育・訓練の実施
- 業務継続計画等の見直し
 - ・訓練等を通じて実効性を確認し、対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直し、業務継続計画やマニュアルその他対応方法等も必要に応じて見直しを行うなど、継続的改善を行う。

各部署の業務継続計画のイメージ

図1 本庁全体の業務執行体制のイメージ

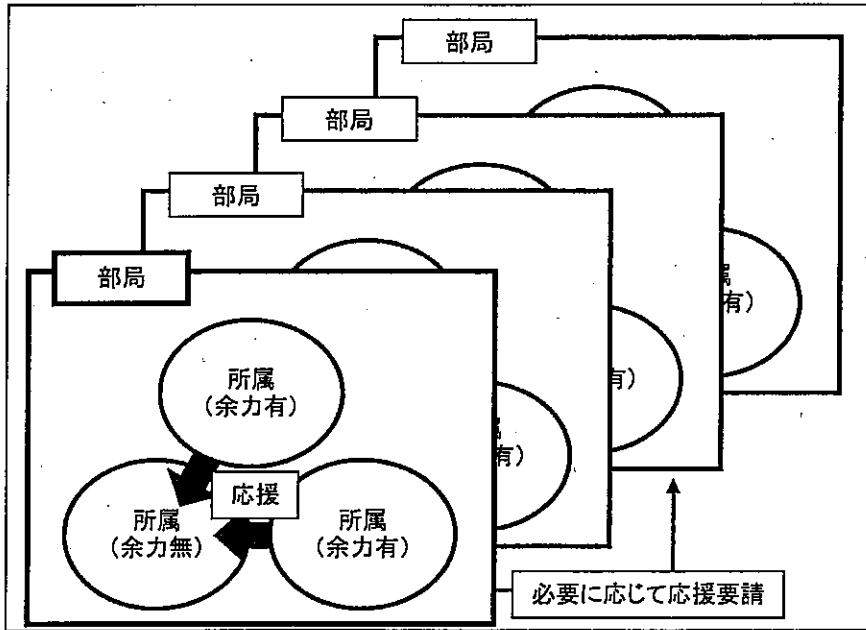


図2 非常時優先業務のイメージ

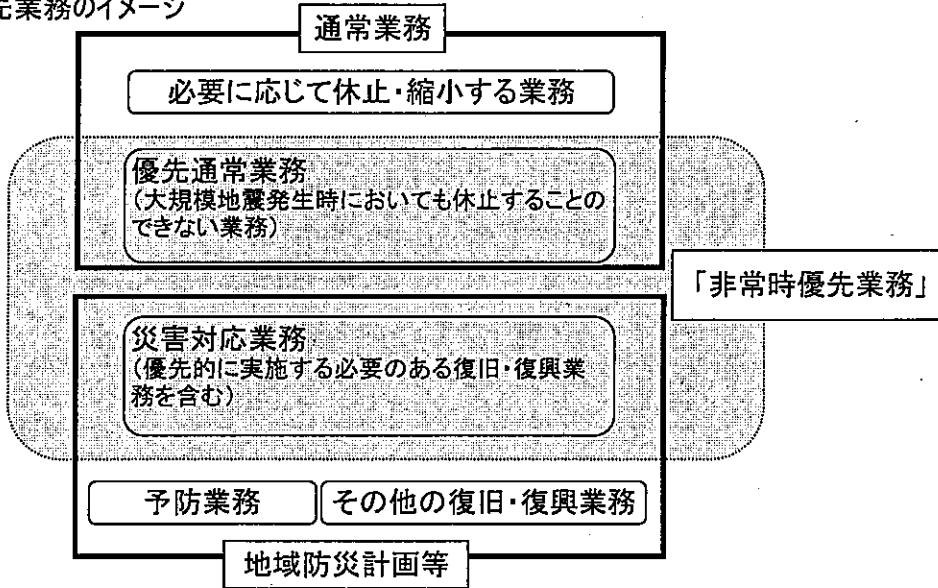


図3 ○○部署「非常時優先業務」執行体制

部署	所属	グループ	目標時間										
			1時間後	3時間後	6時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間			
○○			○○に関する業務										
			○○に関する業務										
	△△△	□□□	○○に関する業務										
			○○に関する業務										
		□□□	○○に関する業務										
			○○に関する業務										
	△△△	□□□	○○に関する業務										
			○○に関する業務										
		□□□	○○に関する業務										
			○○に関する業務										